

介護職員等特定処遇改善加算(介護保険法)及び

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(障害者総合支援法)について

特定処遇改善加算は介護人材確保、定着化を一層進めること等を目的とし「経験」「技能」「勤続年数」等を基準とし更なる処遇向上を目指す為、令和元年10月に創設された制度です。

本会は、職員賃金の処遇改善の為、従前より介護保険法適用事業所は介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を、障害者総合支援法適用事業所は福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を全事業にて算定してまいりました。

この令和2年4月からは、更なる職員賃金処遇改善の為「特定処遇改善加算」を算定することとしました。

賃金改善以外の処遇改善については、下記のとおり取り組んでおります。

#### (1)資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援
- ・専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、強度行動障害者支援者養成研修等受講支援
- ・中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

## (2)労働環境・処遇の改善

- ・雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ICT活用(ケア・支援内容等の共有)による介護職員、福祉・介護職員の事務負担軽減
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等健康管理面の強化、分煙スペース等の整備

## (3)その他

- ・非正規職員から正規職員への転換